

砥部町 道路反射鏡（カーブミラー） 設置について

砥部町
令和8年4月1日

1. はじめに

本基準は、砥部町の管理道路において道路反射鏡（以下カーブミラーという）を設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、自動車等の直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置しており、あくまで安全確認のための「補助施設」であり、運転者自身の直接目視が原則です。

カーブミラーの新設依頼については、現地調査を行い慎重に判断して設置の可否を判断していくため、砥部町では「**道路反射鏡設置基準**」を定めることといたしました。

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーには幾つかの性質（メリット・デメリット）があり、この性質を理解しておかないと自動車の運転者は安全にカーブミラーを利用することが出来ず付近を通行している歩行者・自転車にとって、かえって危険になります。

【メリット】

- ① 視距が足りない交差点またはカーブにおいては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーを設置する方が工事費を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ② カーブミラーが設置されていることにより、視距が足りず危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ① カーブミラーでは見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる歩行者・自転車等の発見が遅れる。
- ② 接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③ カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じるため速度感・距離感が掴みづらい。
- ④ カーブミラーには左右反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。

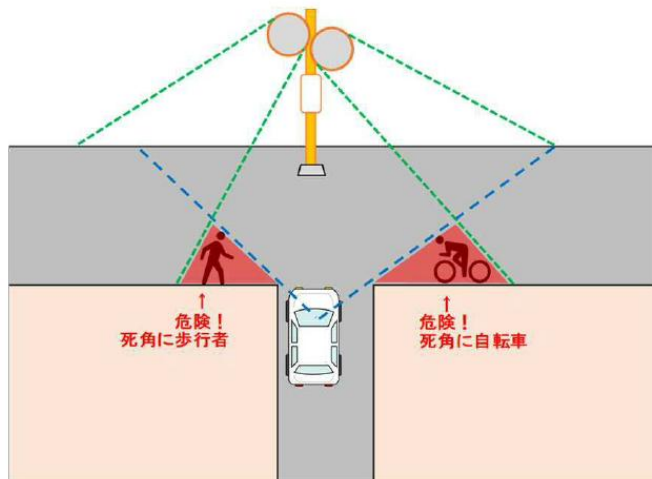


図-1.

3. カーブミラーの設置について

カーブミラーには前記のような特性があるため、自治会からの要望を受けても現地調査の結果によっては要望に沿えないことがあります。

なお、設置しないと判断した場合は運転者への注意を促すための交差点マークや白線等の路面標示を提案する場合があります。(路面標示等を設置することにより運転者に対して危険な箇所であると視覚的に認識させ慎重な運転に繋げることが、事故を減らす上で重要と考えています。)

(1) カーブミラー設置の流れ

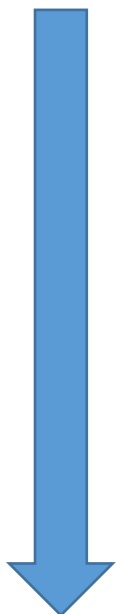
①設置の要望：自治会



②現地調査：砥部町



③設置の可否：砥部町



④要望書の提出
：自治会

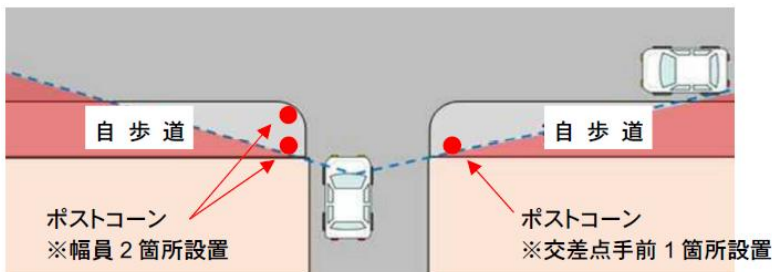


⑤カーブミラー設置
：砥部町

- 自治会からカーブミラー設置の要望を申し出る。
※ 設置の要望は、個人ではなく自治会を通じて行ってください。自治会からの要望を頂くことでカーブミラーの設置が、個人ではなく地域としての要望であると判断しているためです。

- 自治会の立会いの下、現地調査を行う。

- 次項の「(2) カーブミラーの設置の判断基準」を参考に設置の可否を判断する。
- 設置しないと判断した場合は、代替案として運転者へ注意を促すための交差点マークや白線等の路面標示や自転車への注意を促すためのポストコーン設置等を提案する場合があります。



(例) 自転車が交差点に進入する速度を落とすためのポストコーンを設置

- ※ 交差点手前に1箇所設置か、自歩道の幅員に2箇所設置かは現場判断

- 要望書を提出する。(設置基準第5条(1)関係)
- 土地所有者の同意書が必要な場合は併せて提出する。(設置基準第5条(2)関係)

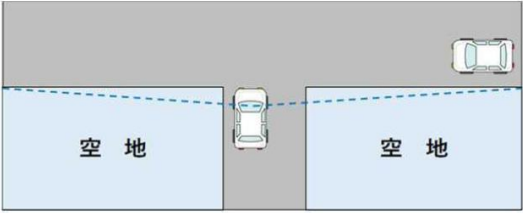
- 業者に設置を依頼する。
- 電柱等に添加する場合は同意を得る。(設置基準第5条(3)関係)

(2) カーブミラー設置の判断基準

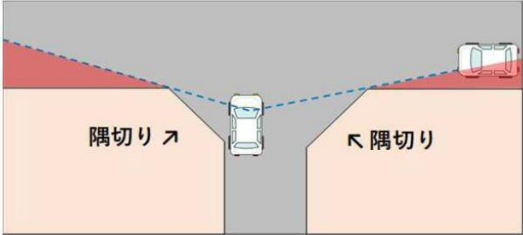
交差点におけるカーブミラーの設置は、下記の例を基本として判断しています。

設置しないと判断する例
(法令に定められた通行を行えば
危険が除去できる)

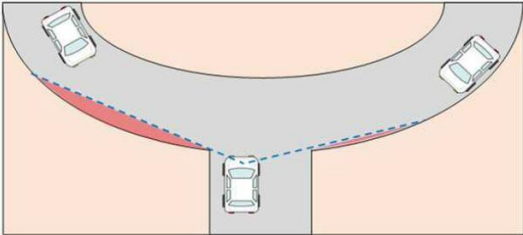
① 空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。
(設置基準第5条(8)関係)



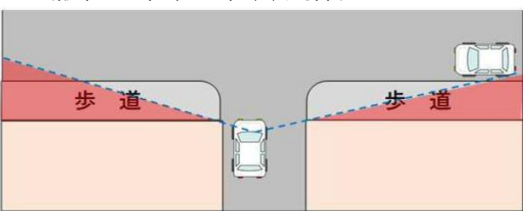
② 隅切りがあり、見通しが確保されている場合。
(設置基準第5条(8)関係)



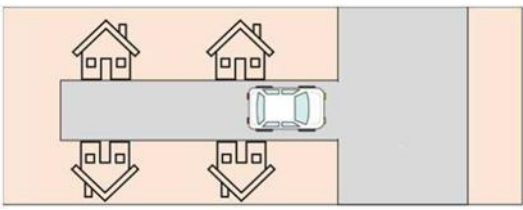
③ 外へカーブしており、見通しが確保されている場合。(設置基準第5条(8)関係)



④ 歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部へ進むことにより見通しが確保できる場合。
(設置基準第5条(8)関係)

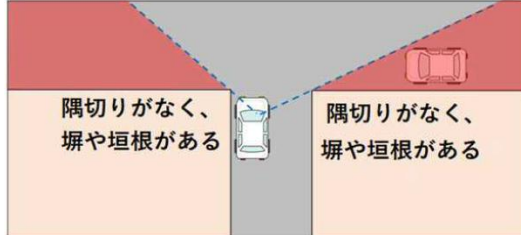


⑤ 行止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合。
(設置基準第5条(6)関係)

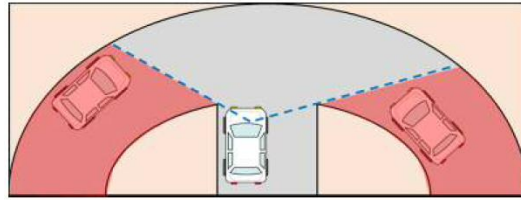


設置を検討する例

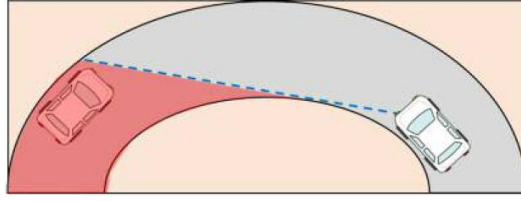
① 道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合。
(設置基準第5条(8)関係)



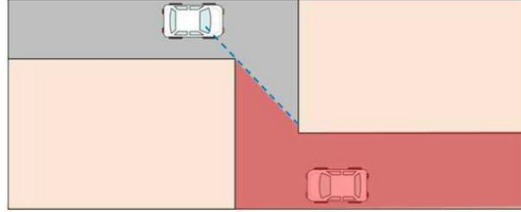
② 内へカーブしており、見通しが確保できない場合。
(設置基準第5条(8)関係)



③ 急カーブで、見通しが確保できない場合。
(設置基準第5条(8)関係)



④ 屈折部で、見通しが確保できない場合。
(設置基準第5条(8)関係)



4. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- ◆ 私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- ◆ 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因とされる事故が多発した場合。(図-2. 参照)

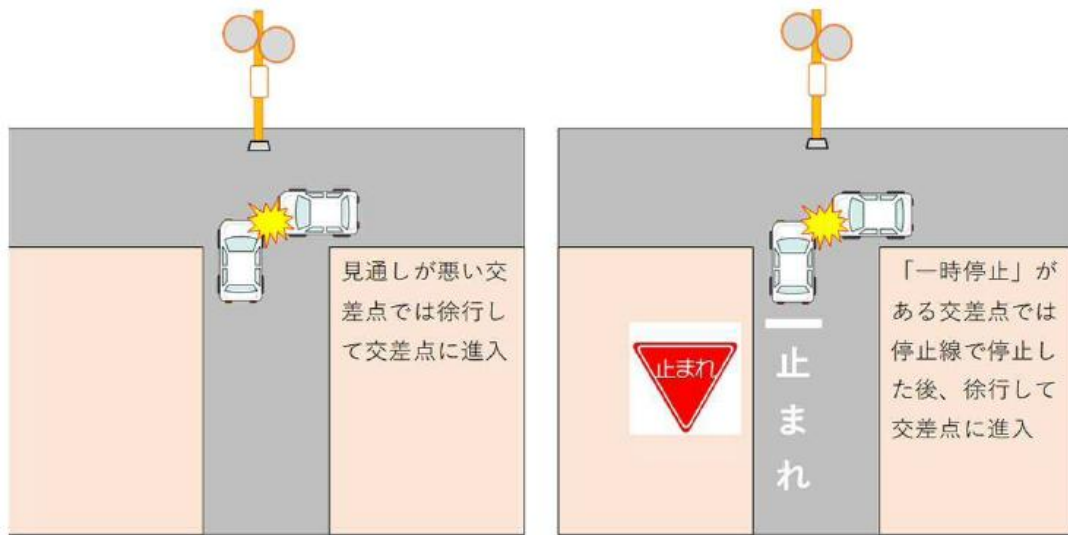


図-2.

5. その他の事項について

(1) カーブミラーの再設置

カーブミラーの再設置については改めて現地調査を実施し、「3. カーブミラーの設置について(2) カーブミラー設置の判断基準」で示した設置基準に基づき必要性を再検討します。

(2) 私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設

私有地内の形状変更(出入り口等変更)に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設・撤去する場合があります。

(3) カーブミラーの設置後

設置したカーブミラーが車両接触等の原因で見通しが悪くなっている場合は、角度調整等の対応を行いますので担当課へご連絡ください。

※ 車両の接触等により傷ついたり破損したカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断された場合は、継続して使用します。

※ 接触等による破損が多発した場合は、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できないと判断し撤去を検討します。